

2023年3月7日
(電子提供措置の開始日2023年2月28日)
証券コード 7228

株 主 各 位

静岡県周智郡森町一宮4805番地
株式会社 デイトナ
代表取締役社長 織田 哲 司

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://corporate.daytona.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月22日（水曜日）午前10時30分
（受付開始時刻 午前10時）
 2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町110-17
ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
※本年もお土産の配布、商品の展示及び現況説明会は中止させていただきます旨、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

【当社の対応について】

- ・本総会会場内の密閉・密集・密接を避けるため座席の間隔を拡げており、ご用意できる座席数が新型コロナウイルス感染症流行前より減少しております。そのため、当日ご来場いただいたにもかかわらず、やむを得ず入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
- ・株主総会の議事を円滑かつ効率的に執り行うことにより、所要時間の短縮化に取り組みます。
- ・本総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主総会開催当日の感染状況やご自身の体調にくれぐれもご留意のうえ、株主総会にご出席の株主様におかれましては、マスクのご着用についてご協力いただけますようお願い申し上げます。
- ・受付にて検温及び手指のアルコール消毒を実施しますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただけない株主様及び体調不良とお見受けする株主様におかれましては、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

※本総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容に応じて、上記対応及び開催場所や開催時間等を変更する場合は、当社ホームページ (<https://www.daytona.co.jp>)にてお知らせいたします。

事 業 報 告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限が解除され、旅行支援等の各種施策もあり経済活動には一定の回復感も見られる状況となりました。一方で世界情勢や円安の影響による資源、エネルギー価格や物価の上昇が続き、消費行動への影響が懸念されるなど、先行き不透明感が続く状況となりました。

二輪車業界においては、二輪車が密を回避する移動手段であると共に趣味の乗り物として再評価され、免許取得者や新車、中古車の販売台数の増加傾向が続く状況となりました。

新車販売台数については、業界新聞の推定では前年並みの41万台程度となりましたが、趣味性の高い排気量250ccを超える小型二輪クラスは前年比で21.7%の大幅増となりました。また、国内保有台数についても趣味の利用が多い原付二種以上のクラスでは過去15年以上安定増加が続いておりますが、特にここ2年間は大きく伸長しており、2022年度は前年比で2.94%増の580万台となりました。

当社グループにおいては、このような二輪車業界の市場環境を背景に販売が好調に推移しましたが、第3四半期以降は小売事業における来店客数や国内卸売事業の出荷に落ち着きが見られる状況となりました。また第3四半期から第4四半期にかけては円安が進み、主体の国内卸売事業において海外仕入コストの上昇による利益率低下も顕著となる状況となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は145億86百万円（前期比16.3%増）、営業利益は20億56百万円（前期比12.5%増）、経常利益は21億16百万円（前期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億33百万円（前期比8.4%増）となりました。また、連結における自己資本比率は69.0%、自己資本当期純利益率については23.9%となり大きく向上しました。

[国内拠点卸売事業]

国内拠点卸売事業では、ツーリングバッグ、スマホマウント、インカム等のツーリング用品、新型車や人気車のカスタマイズ商品を中心に好調に推移しました。また(株)デイトナの50周年記念として販売したセブンスターキャストホイールとバイクガレージは限定受注で完売となり大変好評をいただきました。第3四半期以降は円安が進み仕入れコストの上昇もありましたが、好調な販売により売上高が伸長した

こととコスト上昇に対処する商品の価格改定も随時進め利益を確保することができました。

この結果、国内拠点卸売事業の売上高は112億28百万円（前期比14.3%増）、セグメント利益は17億14百万円（前期比6.7%増）となりました。

[アジア拠点卸売事業]

アジア拠点卸売事業では、販売網の整備、欠品対策や価格設定での競合他社に対する優位性を保ち、売上高は大きく伸長しました。一方で販売規模の拡大に合わせた物流倉庫やシステムに課題が見られる状況となりました。

この結果、売上高は5億52百万円（前期比159.8%増）、セグメント利益は93百万円（前期比1,503.8%増）となりました。

[小売事業]

小売事業においては、ヘルメット、ウェア、人気車種の車両カスタムなど堅調な販売が続き前年を超える売上高となりました。第3四半期以降は来店客数が徐々に落ち着くなど変化も見られる状況となりました。

この結果、売上高は26億53百万円（前期比10.7%増）、セグメント利益は2億12百万円（前期比12.3%増）となりました。

[その他]

その他事業のうち、太陽光発電事業は、第3四半期には落雷による設備の故障などもあり前年をやや下回る売電収入となりましたが、保険による修繕費用の戻りや稼働できなかつた期間の営業補償により利益を確保しました。

リユースWEB事業では、中古部品の仕入先の確保もあり、販売も順調であったため、セグメント利益を出すことができました。

この結果、その他事業における売上高は3億48百万円（前期比28.1%増）、セグメント利益は34百万円（前期比31.9%）となりました。

(参考事項)

当社の商品区分別の販売実績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	内 容	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 (△)	前 期 売 上 実 績	
国内向け事業	二 輪 車 ア フ タ ー パ ー ツ		%	%		
	アメリカン・シングル車用	1,092	11.6	94.3	561	
	ミニバイク用	172	1.8	15.6	148	
	スクーター用	246	2.6	1.3	244	
	ビッグバイク用	1,038	11.1	7.0	969	
	メンテナンス用品	1,936	20.8	13.7	1,703	
	ツーリング用品	2,422	26.4	13.2	2,140	
	ライディングウェア類	715	7.7	28.6	556	
	バイク用ガレージ	251	2.7	79.5	140	
	リユース	267	2.9	43.8	186	
その他	120	1.3	154.6	47		
電 動 ア シ ス ト 自 転 車	電動アシスト自転車本体	148	1.6	△22.4	190	
特 機 事 業	耕運機、発電機、除雪機	47	0.1	52.0	30	
そ の 他	太陽光発電収入	80	0.9	△5.9	87	
海外向け事業	北 米	ハーレー、ATV用補修パーツ	240	2.6	△18.9	296
	欧 州	ホットグリップ、 メーター、ウィンカー、 ミニモトエンジン	504	5.4	△5.0	531
	そ の 他	アジア、中南米、 オーストラリアなど	36	0.4	27.8	28
合 計		9,314	100.0	18.6	7,856	

(注) 国内向け事業は商品ジャンルで区分、海外向け事業は地域で区分しております。

2. 設備投資等及び資金調達の状況

① 設備の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、96百万円であります。主なセグメント別の設備投資額は国内拠点卸売事業が79百万円、小売事業が14百万円等です。

② 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）により、密を回避できる趣味、移動手段として二輪車・電動アシスト自転車の価値が見直され、趣味の乗り物を楽しむ新規ユーザーの増加や車両本体の需要も増大しました。

当社グループにおいてもこの市場拡大の流れを受け大きく成長してまいりましたが、いよいよ新型コロナによる行動制限も解除され、旅行や飲食、その他の活動機会も増加しつつあります。また、世界的な原材料不足や円安等による物価高は事業活動のコスト上昇につながり利益の減少となって現われてきております。これらの課題に対処すると共に、バイクユーザーが継続してバイクライフを楽しめる、魅力ある商品供給を通じて既存の二輪事業での勝ち残りを進めながら、永續発展のため新規事業の多角的展開を継続し更なる成長を目指します。

(1) 国内市場における商品力、ブランド力の強化

当社グループの主体である国内二輪車部品用品市場においてはユーザー支持率No.1ブランドの確立が最も重要な施策です。新規ユーザーの増加等、市場の拡大も見られる中、主要な商品ジャンルにおけるシェア拡大を目指しユーザーの充実したバイクライフに必須のブランドとして定着するよう新商品の開発や改良を進めてまいります。また、営業活動においてはオンラインの活用、ユーザーに向けては動画による商品訴求の充実など、効果的なコミュニケーションを推進してまいります。

(2) 商品価値の見直しと商品管理の最適化

原材料不足や物価上昇、円安により仕入れコストが上昇しております。商品が提供する価値と価格のバランスを見直し、適切な価格設定にすることで新商品開発や新規事業投資等に必要な利益を確保します。また、需要増や原材料不足による納期遅延に対処するため在庫の積み増しを進めた結果、管理費用が上昇しております。専任者を設置し、倉庫レイアウトや仕入先との情報連携の仕組み、物流改善などを通じて最適な在庫管理を推進します。

(3) 新規事業投資と事業化の推進

将来の人口減少等、二輪車関連の縮小に備えた新規事業の確立をより推進するため、2022年7月に新規事業部を設置しました。中期では売上構成比の11%程度、将来的には当社の売上構成比の25%程度を二輪車関連以外で構成できるよう投資をしてまいります。2022年5月に株式取得したバイク用ウェア関連の販売を手掛ける(有)オーディーブレインは、売上規模も小さく非連結子会社としておりますが、内部管理体制の整備と既存事業との相乗効果による収益拡大を進め数年後の連結子会社化に向けて進めてまいります。

(4) 海外市場の展開

国内事業が主体の当社において、海外販路の展開は重要な成長課題です。インドネシアの子会社では販路開拓を進めた結果、大きく販売が伸びました。一方で、入在庫量の増大により倉庫スペースやシステム処理に課題が出始めております。業務処理の改善と併せて需要増に対処する設備投資の検討も行い、さらなる成長を目指してまいります。

(5) 持続可能な社会の実現に向けた取組

近年、ESG・サステナビリティといった社会課題に対する注目が高まっており、中長期的な企業価値向上のためには業績の拡大のみならず、これらの社会課題への取り組みが一層重要になると考えております。将来にわたり二輪車を楽しめる豊かな自然環境や社会の実現は当社の永続発展にも資する重要な取組です。2022年度は当社グループ企業の使用電力は再生可能エネルギー100%を実現しました。今後もコーポレート・ガバナンスコードやSDGsを指針に社会貢献に取り組んでまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (2021年12月期)	第51期 (2022年12月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	8,606,562	9,910,737	12,536,705	14,586,153
経常利益 (千円)	705,175	1,199,833	1,888,778	2,116,620
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	458,236	811,792	1,323,272	1,433,856
1株当たり当期純利益 (円)	195.49	346.33	564.56	608.22
総資産 (千円)	6,761,896	7,282,252	8,169,351	9,642,369
純資産 (千円)	3,450,062	4,212,802	5,444,709	6,737,647
1株当たり純資産額 (円)	1,450.23	1,771.02	2,289.75	2,814.56

- (注) 1. 当社では、第50期より連結計算書類を作成しております。なお、第48期及び第49期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を用いております。
3. 第51期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 2020年3月31日)等を適用しており、第51期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社

区 分	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (2021年12月期)	第51期 (2022年12月期) (当期)
売上高 (千円)	5,021,459	5,960,386	7,856,794	9,314,842
経常利益 (千円)	508,341	923,451	1,370,941	1,534,637
当期純利益 (千円)	349,345	663,953	975,353	1,094,640
1株当たり当期純利益 (円)	149.03	283.26	416.12	464.33
総資産 (千円)	4,418,174	4,871,296	5,522,633	6,350,928
純資産 (千円)	2,848,812	3,467,345	4,349,855	5,292,480
1株当たり純資産額 (円)	1,193.76	1,453.02	1,823.10	2,208.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第51期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 2020年3月31日)等を適用しており、第51期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

子会社	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー	百万円 51	% 85.3	二輪車部品・用品の小売販売
PT. DAYTONA AZIA	千米ドル 937.6	% 99.6	二輪車部品・用品の開発・卸販売
株式会社ダートフリーク	百万円 10	% 100.0	二輪車部品・用品の開発・卸販売及び小売販売

6. 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

セグメント	事業内容
国内拠点卸売事業	二輪車部品・用品の開発・卸販売
アジア拠点卸売事業	二輪車部品・用品の開発・卸販売
小売事業	二輪車部品・用品の小売販売
その他の	太陽光発電売電事業及びリユースWEB事業

7. 主要な事業所（2022年12月31日現在）

①当社

本社・物流センター 静岡県周智郡森町

②子会社

株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー	千葉県柏市（本社・店舗） 埼玉県上尾市（店舗） 栃木県宇都宮市（店舗）
PT. DAYTONA AZIA	Bekasi, Indonesia（本社・倉庫）
株式会社ダートフリーク	愛知県瀬戸市（本社・物流センター・店舗）

8. 従業員の状況（2022年12月31日現在）

①企業集団

セグメント	従業員数（名）	前期比増減（△）
国内拠点卸売事業	149 (34)	2 (△4)
アジア拠点卸売事業	10 (10)	2 (3)
小売事業	42 (29)	△3 (4)
その他の	－ (－)	－ (－)
合計	201 (73)	1 (3)

（注） 臨時雇用者は、従業員数欄の（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社

従業員数	前期比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
89 <small>名</small>	2 <small>名</small>	43.75 <small>才</small>	16.67 <small>年</small>

（注） 従業員数には、他社への出向者（3名）、臨時雇用者他（18名）及び使用人兼務役員（2名）は含まれておりません。

9. 主要な借入先（2022年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社清水銀行	124,775
株式会社三菱UFJ銀行	100,138
株式会社みずほ銀行	37,410

千円

II 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

1. 発行済株式の総数 普通株式 2,362,640株(自己株式1,241,960株を除く)

2. 株主数 3,256名

3. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社 エービーイー	500	21.16
株式会社 コシダテック	136	5.76
株式会社 デイ・エフ	113	4.82
株式会社日本カスタディ銀行(信託口)	83	3.55
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A.107705	79	3.37
デイトナ社員持株会	38	1.64
株式会社三菱UFJ銀行	28	1.21
船津英世	27	1.16
株式会社 ジェイ・ティ・シー	26	1.10
RE FUND 107 - CLIENT AC	24	1.05

(注) 当社は自己株式1,241,960株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。なお、持株比率は、当事業年度末日における発行済株式（自己株式を控除後）の総数に対する割合であります。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2022年3月23日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2022年3月23日の開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、同4月22日に普通株式5,802株を処分しております。なお、当社の対象取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,802株	5名

5. その他株式に関する重要な事項（社員持株会への特別奨励金として自社の株式を交付する取引）

当社は2022年3月23日開催の取締役会において、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚及び福利厚生制度としての社員持株会（以下「持株会」という）の拡充、並びに株主としての資本参加意識を高めることによる当社の発展を促進することを目的として、当社の発行する普通株式を持株会会員に対し、持株会への特別奨励金を付与、及びその方法として持株会に対し第三者割当による自己株式の処分を決議し、同4月27日に自己株式を以下のとおり処分しております。

処分期日	2022年4月27日
処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 4,150株
処分総額	13,155,500円（1株につき3,170円）
処分方法	第三者割当の方法による
処分先	デイトナ社員持株会
付与対象者	2022年4月7日時点におけるデイトナ社員持株会の会員

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年12月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数1,067個
- ・目的となる株式の種類及び数
 - ・普通株式106,700株（新株予約権1個につき100株）
 - ・取締役の所有する新株予約権

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1円）	2006年4月25日 ～2036年4月24日	114個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第3回（1円）	2016年4月9日 ～2046年4月8日	234個	4名
取締役 （社外取締役を除く）	第4回（1円）	2017年5月9日 ～2047年5月8日	193個	4名
取締役 （社外取締役を除く）	第5回（1円）	2018年5月8日 ～2048年5月7日	146個	4名
取締役 （社外取締役を除く）	第6回（1円）	2019年4月11日 ～2049年4月10日	155個	4名
取締役 （社外取締役を除く）	第7回（1円）	2020年4月9日 ～2050年4月8日	132個	4名
取締役 （社外取締役を除く）	第8回（1円）	2021年4月9日 ～2051年4月8日	93個	4名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	織 田 哲 司		PT. DAYTONA AZIA取締役 (株)ダートフリーク取締役
取 締 役 会 長	鈴 木 紳 一 郎	二輪事業部	(株)ライダーズ・サポート・カンパニー代表取締役
取 締 役	阿 部 修		
取 締 役	杉 村 靖 彦	管理部	(株)ライダーズ・サポート・カンパニー監査役 (株)ダートフリーク取締役 PT. DAYTONA AZIA取締役
取 締 役	石 田 敬 一 郎		(株)ダートフリーク代表取締役
取 締 役	馬 場 智 巖		学園前総合法律事務所共同代表（弁護士）
取 締 役	西 尾 正 由 紀		(株)河合楽器製作所常勤監査役
常 勤 監 査 役	鈴 木 総 一 郎		
監 査 役	中 村 英 勝		(株)経営総合代表取締役（経営コンサルタント）
監 査 役	影 山 孝 之		影山孝之税理士事務所代表（税理士） ヨシコン(株)社外監査役

- (注) 1. 竹内一氏及び中川正氏は、2022年3月23日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 馬場智巖氏及び西尾正由紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員の届出をしております。
3. 鈴木総一郎氏、中村英勝氏及び影山孝之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、鈴木総一郎氏は、元金融機関の理事経験者として活動、中村英勝氏は、経営コンサルタントとして活動、影山孝之氏は、税理士事務所代表として活動され、3名共財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社のすべての役員及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、1年ごとに契約を見直して契約を更新しております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定の方針を定めておりますが、2022年2月15日開催の取締役会にて、以下②のとおり決議しております。

取締役及び監査役の金銭報酬限度額は、1994年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内と、それぞれ決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は5名、監査役の員数は2名であります。当該報酬限度額内において、取締役の報酬については、社外取締役で構成される諮問機関である報酬委員会の検討を経て取締役会の決議により、監査役の報酬については、監査役の協議により、それぞれ決定しております。

また、社外取締役を除く取締役に対して、先に決議された報酬限度額とは別に、2016年3月24日開催の第44期定時株主総会において、年額3千万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することの決議をいただいております、当該定時株主総会終結時点における社外取締役を除く取締役の員数は5名であります。別途定めているストック・オプション報酬規程に基づき公正価格により算定した一定数の新株予約権を、取締役会の決議により付与しております。

なお、株式報酬型ストック・オプションは、2022年3月23日開催の第50期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（年額3千万円以内）議案が承認されたため、廃止いたしました。当該定時株主総会終結時点における社外取締役を除く取締役の員数は5名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能発揮とともに株主との価値共有を図る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬＋短期インセンティブ報酬）及び中長期のインセンティブとなる株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の決定は、職責、従業員給与水準、他社水準等を総合的勘案した固定報酬と中期経営計画の実現に向けて策定された年度計画の達

成状況を定量的、定性的に評価して決定する短期インセンティブ要素のある変動報酬で構成され、社外取締役で構成する報酬委員会で検討のうえ、取締役会の決議により決定し、月額の基本報酬とすることとしております。

なお、社外取締役の月額の基本報酬については固定報酬のみとしております。

- c. 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期のインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入し、基本報酬枠とは別枠で、個々の取締役の役位、職責等を総合的に勘案し、報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議により決定することとしております。

なお、個々の報酬額に占める比率につきまして、取締役は、基本報酬（固定報酬60%＋変動報酬15%）＋株式報酬25%、使用人兼務取締役は、基本報酬（固定報酬85%＋変動報酬5%）＋株式報酬10%と定め、役位が高い者ほど業績連動性を高める設定としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち 社外取締役)	71,846 (5,400)	53,857 (5,400)	— (—)	17,989 (—)	9 (3)
監査役(うち 社外監査役)	8,490 (8,490)	8,490 (8,490)	— (—)	— (—)	3 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額13,794,255円、及びストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額4,194,750円の合計であります。

2. 内容につきましては、14ページおよび17ページをご参照ください。

4. 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役馬場智巖氏は、学園前総合法律事務所の共同代表を兼務しております。当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役西尾正由紀氏は、(株)河合楽器製作所の常勤監査役を兼務しております。当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役中村英勝氏は、(株)経営総合の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役影山孝之氏は、影山孝之税理士事務所の代表及びヨシコン(株)の社外監査役を兼務しております。当社と同事務所及び同社との間には、特別な関係はありません。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	馬 場 智 巖	当期開催の取締役会19回のうち17回に出席し、弁護士として法務関係の専門的見地から、コンプライアンス体制の強化をはじめとした議案審議に必要な発言を行うことで、経営の適切な監督等を行う役割を果たしております。
取 締 役	西尾正由紀	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席し、上場企業役員かつ長年に亘る海外勤務経験に基づく視点から、グローバルな視点に基づく課題の指摘や提言などについて活発な発言を行うことで、経営の適切な監督等を行う役割を果たしております。
監 査 役	鈴木総一郎	当期開催の取締役会19回のすべてに出席、開催した監査役会15回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験と知見から発言を行いました。
監 査 役	中村 英勝	当期開催の取締役会19回のすべてに出席、開催した監査役会15回のすべてに出席し、経営コンサルタントとして豊富な経験と知見から発言を行いました。
監 査 役	影山 孝之	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席、開催した監査役会15回のうち14回に出席し、税理士として会計・税務の専門的見地から発言を行いました。

(注) 1. 各社外役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する責任限度額をもって、損害賠償責任限度額としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称

三優監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	23,640

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析評価、監査計画における監査時間、配員計画、職務遂行状況等を確認、検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると監査役会が判断したときは、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当であると判断した場合は、株主総会への付議議案とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められた場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

VI 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの有効性、効率性を維持し、経営管理機能の充実を図ることを重要な経営課題と認識し、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定いたしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社のコンプライアンス体制を確立し、その実効性を図るため以下の施策を講じるとともに継続的に改善、強化を図ることとする。

- ① 当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査を通じ、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役は、取締役会の決議に基づき、職務を遂行する。
- ② 各ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「反社会的勢力及び団体への対

処」を遂行する。

- ③ 業務部門から独立した内部監査室を置き、社内コンプライアンス状況を監視・検証し、専任担当者は定期的に社長等に報告する。
- ④ 内部者通報制度を含むリスク管理システムの強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な経営目標を策定し、各担当取締役は、この目標達成に向けた具体的な施策を立案、実行する。また、経営効率を高めるため、取締役会においてその進捗管理を行う。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては各担当取締役が、関係会社においては社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の構築並びに適正かつ効率的な職務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理を行う。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、定期的に監査上の重要事項について代表取締役と意見交換を行うとともに、他の取締役、監査法人、子会社の取締役等との情報交換に努める。

2) 監査役は内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、管理部、経営企画室等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。

② リスク管理部門としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会がリスク管理活動を統括し、委員会事務局は管理部に設置し、規程の整備と検証・見直しを図る。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力対応規程、行動規範を制定・施行し、取締役並びに従業員への

徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除する。

取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については規程に従い、管理部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

(9) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、リスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保する体制の整備を行い、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施することで内部統制システムの実効性を向上させております。

毎月1回開催する経営会議及び取締役会では当社及び子会社の業務の遂行状況の把握、課題の検討により、企業集団として迅速かつ適切な意思決定の確保に努めております。

常勤監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類を閲覧し、子会社監査役、内部監査室及び会計監査人と連携することにより、監査の実効性の向上に努めております。

以 上

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産合計	7,060,386	流動負債合計	2,373,982
現金及び預金	1,127,664	買掛金	418,373
受取手形及び売掛金	1,436,334	短期借入金	790,114
棚卸資産	3,934,124	1年内返済 予定長期借入金	233,832
その他	568,252	未払法人税等	345,151
貸倒引当金	△5,989	賞与引当金	90,801
固定資産合計	2,581,983	株主優待引当金	21,438
有形固定資産合計	1,755,156	前受金	47,119
建物及び構築物	485,257	その他	427,151
機械装置及び運搬具	349,624	固定負債合計	530,739
土地	864,134	長期借入金	491,143
その他	56,140	退職給付に係る負債	1,702
無形固定資産合計	377,454	その他	37,893
のれん	325,269	負債合計	2,904,722
その他	52,185	純資産の部	
投資その他の資産合計	449,372	株主資本	6,673,240
関係会社株式	120,673	資本金	412,456
関係会社長期貸付金	43,700	資本剰余金	511,857
繰延税金資産	202,330	利益剰余金	6,368,794
その他	86,064	自己株式	△619,867
貸倒引当金	△3,396	その他の包括利益累計額	△23,437
		為替換算調整勘定	△23,437
		新株予約権	73,956
		非支配株主持分	13,888
		純資産合計	6,737,647
資産合計	9,642,369	負債・純資産合計	9,642,369

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,586,153
売上原価		8,729,976
売上総利益		5,856,176
販売費及び一般管理費		3,799,328
営業利益		2,056,848
営業外収益		
受取利息	564	
受取手数料	14,753	
為替差益	21,550	
デリバティブ評価益	4,869	
試作品等売却代金	9,715	
受取保険金	8,365	
その他	10,899	70,718
営業外費用		
支払利息	9,888	
その他	1,058	10,947
経常利益		2,116,620
特別利益		
固定資産売却益	3,611	3,611
特別損失		
固定資産除却損	33	33
税金等調整前当期純利益		2,120,198
法人税、住民税及び事業税	685,345	
法人税等調整額	△11,810	673,534
当期純利益		1,446,663
非支配株主に帰属する当期純利益		12,807
親会社株主に帰属する当期純利益		1,433,856

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	412,456	482,743	5,122,447	△629,018	5,388,629
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△187,509		△187,509
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,433,856		1,433,856
自 己 株 式 の 取 得				△256	△256
自 己 株 式 の 処 分		29,113		9,407	38,520
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	29,113	1,246,347	9,150	1,284,611
当 期 末 残 高	412,456	511,857	6,368,794	△619,867	6,673,240

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△21,734	△21,734	76,725	1,088	5,444,709
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△187,509
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,433,856
自 己 株 式 の 取 得					△256
自 己 株 式 の 処 分					38,520
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,703	△1,703	△2,769	12,800	8,327
当 期 変 動 額 合 計	△1,703	△1,703	△2,769	12,800	1,292,938
当 期 末 残 高	△23,437	△23,437	73,956	13,888	6,737,647

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

(株)ライダーズ・サポート・カンパニー

PT. DAYTONA AZIA

(株)ダートフリーク

(2) 非連結子会社の名称等

有限会社オーディーブレイン

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

有限会社オーディーブレイン

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)ライダーズ・サポート・カンパニー及びPT. DAYTONA AZIAの決算日は、連結決算日と同じであります。

(株)ダートフリークの決算日は9月30日であります。当連結会計年度との差異が3ヶ月を超えていないため、連結計算書類作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日の間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	3年～17年

②無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、主に二輪車部品・用品の販売を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用し、財又はサービスの国内の販売において、顧客による検収時までの期間が通常の間の場合、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出による販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・ポイントの使用による収益認識

店舗等で使用できるポイント利用による商品の販売については、従来は、総額を収益として認識し、値引額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、純額で収益を認識する会計処理に変更しております。

・有償支給取引

有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を実質的に負っているため、支給品の消滅を認識しない会計処理に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は38,637千円の減少、販売費及び一般管理費は38,627千円の減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ10千円減少しております。

また、当連結会計年度末において、棚卸資産が49,361千円増加、流動負債の「その他」が49,361千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前連結会計年度は829千円)は、金銭的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

商品	3,929,870千円
----	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの商品は主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、過去の販売実績等により回転期間を算出し、将来の販売予測数量を超える商品を過剰在庫として識別し、帳簿価額を販売可能見込額まで切り下げる方法を採用しております。

販売先への出荷状況や仕入先の供給状況などの市場動向を勘案し、適正な在庫水準の維持に努めておりますが、急激な市場の変化により商品需要が経営者のコントロール不能な要因によって大きく変動した場合、保有している棚卸資産に滞留が生じます。その結果、過剰在庫の評価方針が実態と乖離した場合、翌連結会計年度の商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,255,906千円 |
| 2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。 | |
| (1) 担保に供している資産 | |
| 建 物 | 359,601千円 |
| 土 地 | 856,835千円 |
| 計 | 1,216,437千円 |
| (2) 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 36,250千円 |
| 長期借入金 | 201,298千円 |
| (1年内返済予定長期借入金を含む) | |

計 237,548千円

3. 保証債務

下記の者の金融機関借入金に対し、債務保証を行っております。

従 業 員 3,146千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,604,600	-	-	3,604,600
合計	3,604,600	-	-	3,604,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月23日 定時株主総会	普通株式	187,509	80.0	2021年 12月31日	2022年 3月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月22日 定時株主総会	普通株式	290,604	利益剰余金	123.0	2022年 12月31日	2023年 3月23日

(注) 上記(2)の配当総額は、当定時株主総会において決議予定の金額であります。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 106,700株

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によって調達する方針であります。

デリバティブ取引は、特性を評価し、安全性が高いと判断された金融商品のみを利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出入取引に伴う外貨建て債権債務があり、為替の変動リスクを有しております。

借入金は、主に設備投資・運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権については、販売管理規定及び与信管理規定に従い、営業推進担当が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対して、固定利率契約取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建ての債権・債務については、先物為替予約などによるヘッジを行い、為替リスクを最小限に止める努力をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰り計画を作成するとともに、当座貸越枠の設定によって手許流動性を維持しており流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 ※2	724,975	723,154	△1,820
負 債 計	724,975	723,154	△1,820

※1 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

※2 1年内返済予定長期借入金を含めております。

※3 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
関係会社株式	120,673

(注) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	233,832	206,126	135,778	118,244	30,995	—
合 計	233,832	206,126	135,778	118,244	30,995	—

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年以内返済予定を含む）	—	723,154	—	723,154

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	国内拠点卸売事業	アジア拠点卸売事業	小売事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	11,031,939	552,589	2,652,740	14,237,268	348,884	14,586,153
外部顧客への売上高	11,031,939	552,589	2,652,740	14,237,268	348,884	14,586,153

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,179,063
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,436,334
契約負債 (期首残高)	33,072
契約負債 (期末残高)	47,119

(注) 当社グループにおける契約負債 (前受金) は、原則1年以内に収益認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想される契約期間が1年を超過する重要な契約はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,814円56銭
2. 1株当たり当期純利益	608円22銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産合計	3,957,628	流動負債合計	820,158
現金及び預金	753,654	買掛金	192,170
受取手形	3,000	1年内返済	98,316
売掛金	1,057,698	予定長期借入金	930
商品	1,867,312	リース債務	138,034
貯蔵品	915	未払金	49,315
前渡金	113,753	未払費用	218,539
前払費用	20,714	未払法人税等	21,866
その他	146,405	前受金	35,987
貸倒引当金	△5,826	預り金	43,353
		賞与引当金	21,438
固定資産合計	2,393,299	株主優待引当金	205
有形固定資産合計	1,241,071	その他	238,289
建物	280,270	固定負債合計	238,289
構築物	71,934	長期借入金	213,997
機械及び装置	287,727	リース債務	1,163
車輛運搬具	6,046	資産除去債務	23,129
工具器具備品	22,601	負債合計	1,058,447
土地	568,711	純 資 産 の 部	
リース資産	3,779	株主資本	5,218,524
無形固定資産合計	48,562	資本金	412,456
商標権	1,025	資本剰余金	514,676
ソフトウェア	45,925	資本準備金	340,117
その他	1,610	その他資本剰余金	174,558
投資その他の資産合計	1,103,665	利益剰余金	4,911,259
関係会社株式	927,097	利益準備金	52,579
出資金	20	その他利益剰余金	4,858,680
関係会社長期貸付金	666,698	別途積立金	1,150,000
長期前払費用	1,367	繰越利益剰余金	3,708,680
繰延税金資産	106,916	自己株式	△619,867
その他	4,203	新株予約権	73,956
貸倒引当金	△602,638	純資産合計	5,292,480
資産合計	6,350,928	負債・純資産合計	6,350,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,314,842
売 上 原 価		5,781,965
売 上 総 利 益		3,532,877
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,121,153
営 業 利 益		1,411,724
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,000	
受 取 手 数 料	6,016	
受 取 配 当 金	75,993	
経 営 指 導 料	24,000	
そ の 他	17,101	126,112
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,393	
そ の 他	804	3,198
経 常 利 益		1,534,637
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,372	1,372
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	33	33
税 引 前 当 期 純 利 益		1,535,977
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	449,225	
法 人 税 等 調 整 額	△7,887	441,337
当 期 純 利 益		1,094,640

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	412,456	340,117	145,445	52,579	1,150,000	2,801,549
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△187,509
当 期 純 利 益						1,094,640
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			29,113			
株主資本以外の項目の当期変動額						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	29,113	—	—	907,130
当 期 末 残 高	412,456	340,117	174,558	52,579	1,150,000	3,708,680

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△629,018	4,273,129	76,725	4,349,855
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△187,509		△187,509
当 期 純 利 益		1,094,640		1,094,640
自 己 株 式 の 取 得	△256	△256		△256
自 己 株 式 の 処 分	9,407	38,520		38,520
株主資本以外の項目の当期変動額			△2,769	△2,769
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	9,150	945,394	△2,769	942,625
当 期 末 残 高	△619,867	5,218,524	73,956	5,292,480

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 3年～38年

機械装置： 9年～17年

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

長期前払費用……………定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に二輪車部品・用品の販売を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、企業会計基準

適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項における代替的な取扱い（出荷基準等の取扱い）を適用し、財又はサービスの国内の販売において、顧客による検収時までの期間が通常の場合の場合は、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出による販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

商品 1,867,312千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の商品は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、過去の販売実績等により回転期間を算出し、将来の販売予測数量を超える商品を過剰在庫として識別し、帳簿価額を販売可能見込額まで切り下げる方法を採用しております。

販売先への出荷状況や仕入先の供給状況などの市場動向を勘案し、適正な在庫水準の維持に努めておりますが、急激な市場の変化により商品需要が経営者のコントロール不能な要因によって大きく変動した場合、保有している商品在庫に滞留が生じます。その結果、過剰在庫の評価方針が実態と乖離した場合、翌事業年度の商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務（貸借対照表に区分掲記した勘定科目は除く）

短期金銭債権 32,684千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,243,558千円

3. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

建物 279,803千円

土地 568,711千円

計 848,515千円

(2) 上記に対応する債務

長期借入金 137,548千円

(1年内返済予定長期借入金を含む)

4. 保証債務

関係会社の金融機関借入金の債務及び仕入債務並びに従業員の金融機関借入金に対し、下記のとおり債務保証を行っております。

㈱ライダーズ・サポート・カンパニー(借入金)	230,000千円
PT. DAYTONA AZIA(借入金)	40,114千円
㈱ライダーズ・サポート・カンパニー(仕入債務)	102,545千円
従業員	3,146千円
計	375,806千円

5. 受取手形割引高

受取手形裏書譲渡高	41,000千円
-----------	----------

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	6,579千円
仕入高	862千円
販売費及び一般管理費	362千円
営業取引以外の取引	
受取配当金他	102,627千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,260,731	81	18,852	1,241,960
合計	1,260,731	81	18,852	1,241,960

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加81株

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分5,802株

従業員持株会への特別奨励金としての第三者割当による自己株式の処分4,150株

ストックオプションの権利行使8,900株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	17,487千円
賞与引当金	12,945千円
未払事業税	10,434千円
繰越外国税額控除	61,252千円
関係会社株式評価損	172,389千円
貸倒引当金	181,681千円
その他	42,883千円
繰延税金資産小計	499,072千円
評価性引当額	△387,176千円
繰延税金資産合計	111,896千円

(繰延税金負債)

その他	△4,979千円
繰延税金負債合計	△4,979千円
繰延税金資産の純額	106,916千円

VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

営業用車両（車輛運搬具）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社・役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ライダーズ・サポート・カンパニー	二輪車用 部品・用 品の小売 販売	85.3%	役員の兼任 経営指導	資金の回収 (注) 1.	7,800	その他 流動資産 関係会社 長期貸付金	7,800
					利息の受取 (注) 1.	2,549	未収収益	34
					債務保証(注)2.	332,545	—	—
					経営指導料の受取 (注)3.	12,000	—	—
子会社	㈱ダートフリーク	二輪車 用 部 品・用 品の卸 売販売	100.0%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取 (注)3.	12,000	—	—
					配当金の受取 (注)5.	75,993	—	—

取引条件等の決定方針

(注)1. 当社が調達している借入の利率等を勘案し決定しております。

(注)2. 銀行借入及び仕入債務につき、債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料は受領しておりません。

(注)3. 経営指導料につきましては、契約条件により決定しております。

(注)4. 子会社への長期貸付金の金銭債権に対して、貸倒引当金602,638千円を計上しております。

(注)5. 配当金の受取につきましては、経営環境や業績動向を勘案して、収益、財務状況及び資金の運用状況に応じ、合理的に決定しております。

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 VIII. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているもので、注記を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,208円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 464円33銭 |

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社デイトナ
取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 橋爪 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木啓太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デイトナの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デイトナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社デイトナ
取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 橋爪 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 啓太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デイトナの2022年1月1日から2022年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

株式会社デイトナ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 総一郎 ⑩

監査役（社外監査役） 中村 英勝 ⑩

監査役（社外監査役） 影山 孝之 ⑩

以上

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。一方で経営理念の実現に向けて、既存事業および新規事業への投資など持続的な成長を実現する財務基盤の確立も大変重要であると考えており、利益還元につきましては、連結業績の内容、今後の事業投資の見込、過年度の投資回収の状況などを総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、期末普通配当を1株につき123円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金123円

配当総額 290,604,720円

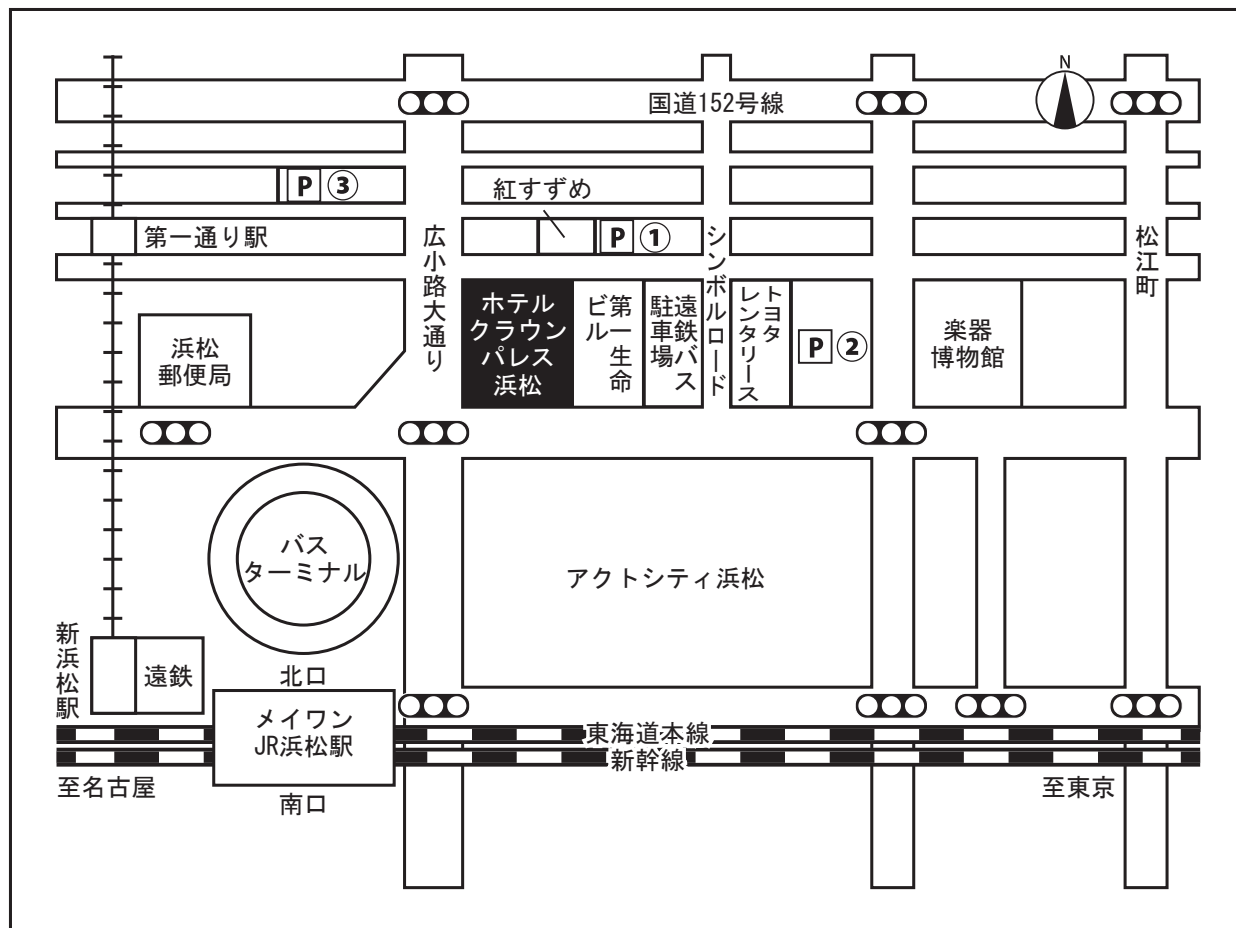
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月23日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
(静岡県浜松市中区板屋町110-17 TEL 053-452-5111)



ご案内

- ご来館の際は、なるべく公共の交通機関をご利用ください。駅からは地下通路をご利用いただけますと便利です。
- 上記地図に記載のホテルクラウンパレス浜松契約駐車場をご利用ください。
※現在ホテル地下駐車場は閉鎖されており、入庫できませんのでご注意ください。

ホテルクラウンパレス浜松契約駐車場

①ふら〜っと24 ②丸倉本社モータープール ③丸倉広小路モータープール

※上記駐車場に限り、駐車場無料チケットを4階クロックにてお渡しいたします。

電車でご来場の場合

- ・JR線浜松駅（東海道新幹線／東海道本線）下車 徒歩3分。
- ・遠州鉄道新浜松駅下車 徒歩5分。 ※ホテルと駅とは地下広場でつながっています。

自動車でご来場の場合

- ・東名高速道路浜松インター・浜松西インターより車で30分。新東名高速道路浜松浜北インターからは約40分。